

1. 懲戒処分者数及び分限処分者数について

(平成 23 年 4 月 1 日～平成 24 年 3 月 31 日)

- この調査は、各地方公共団体が平成 23 年度（平成 23 年 4 月 1 日から平成 24 年 3 月 31 日まで）に行った懲戒処分及び分限処分に係る職員数の状況を把握するために実施したものである。

- 調査の対象となる者は、都道府県、政令指定都市、市、特別区、町村、一部事務組合及び広域連合の事務に従事している一般職に属するすべての職員である。

- なお、この調査における留意事項は次のとおりである。
 - (1) 地方公務員法上、分限処分に係る規定が原則適用除外とされている条件附採用期間中の職員及び臨時的任用職員のうち、分限処分に準じる措置が行われたものは、便宜上分限処分に付された者として調査しているものであること。
 - (2) 平成 23 年度中に同一の者が複数回にわたって休職処分に付された場合、その者を 1 人として計上しているものであること。

(1) 懲戒処分者数の状況

- 平成 23 年度中に懲戒処分を受けた職員数は 4,614 人であり、前年度に比べて 304 人減少している。
- 処分者数を種類別にみると、免職 547 人（対前年度比 8 人増）、停職 841 人（同 44 人減）、減給 1,426 人（同 116 人減）、戒告 1,800 人（同 152 人減）となっており、免職は僅かに増加しているものの、それ以外は減少している。
- 処分者数を行為別にみると、全体では「一般服務関係」1,676 人（36.3%）が最も多く、次いで「道交法違反」1,147 人（24.9%）、「一般非行関係」797 人（17.3%）、「監督責任」779 人（16.9%）、「収賄等関係」167 人（3.6%）、「給与・任用関係」48 人（1.0%）の順となっている。

懲戒処分者数の状況（種類別・行為別）

（単位：人）

区 分	免 職	停 職	減 給	戒 告	合 計
給与・任用関係 （受験採用の際の虚偽行為等）	1 (1)	10 (15)	21 (23)	16 (3)	48 (42)
一般服務関係 （勤務態度不良、職務命令違反等）	92 (88)	294 (298)	599 (721)	691 (761)	1,676 (1,868)
一般非行関係 （傷害・暴行、金銭関係の非行等）	217 (251)	334 (325)	176 (184)	70 (95)	797 (855)
収賄等関係 （収賄、横領等）	111 (100)	11 (21)	38 (6)	7 (2)	167 (129)
道交法違反	126 (99)	184 (214)	255 (292)	582 (697)	1,147 (1,302)
違法な職員組合活動	0 (0)	0 (4)	0 (2)	0 (11)	0 (17)
監督責任	0 (0)	8 (8)	337 (314)	434 (383)	779 (705)
合 計	547 (539)	841 (885)	1,426 (1,542)	1,800 (1,952)	4,614 (4,918)

（注）1 （ ）内の数字は、前年度の人数を示す。

2 2以上の事由により懲戒処分に付された場合は、主たる事由により計上している。

(2) 分限処分者数の状況

- 平成 23 年度中に分限処分を受けた職員数は 25,187 人であり、前年度に比べて 501 人増加している。
- 処分者数を種類別にみると、降任 322 人（対前年度比 188 人増）、免職 544 人（同 104 人増）、休職 24,320 人（同 209 人増）、降給 1 人（対前年同数）となっており、降給を除いてすべての種類で増加している。
- 処分者数を事由別にみると、全体では「心身の故障の場合」24,129 人（95.8%）が最も多く、次いで「職制等の改廃等により過員等を生じた場合」653 人（2.6%）、「条例に定める事由による場合」196 人（0.8%）、「職に必要な適格性を欠く場合」90 人（0.4%）、「刑事事件に関し起訴された場合」73 人（0.3%）「勤務実績が良くない場合」46 人（0.2%）の順となっている。

（注） 四捨五入のため、各計数を足したものと合計とが一致しない。

分限処分者数の状況（種類別・事由別）

（単位：人）

区 分	降 任	免 職	休 職	降 給	合 計
勤務実績が良くない場合	17 (25)	29 (26)	—	—	46 (51)
心身の故障の場合	54 (44)	23 (26)	24,052 (23,803)	—	24,129 (23,873)
職に必要な適格性を欠く場合	55 (65)	35 (20)	—	—	90 (85)
職制等の改廃等により 過員等を生じた場合	196 (0)	457 (368)	—	—	653 (368)
刑事事件に関し起訴された場合	—	—	73 (86)	—	73 (86)
条例に定める事由による場合	—	—	195 (222)	1 (1)	196 (223)
合 計	322 (134)	544 (440)	24,320 (24,111)	1 (1)	25,187 (24,686)

（注） 1 （ ）内の数字は、前年度の人数を示す。

2 同一年度中に同一の者が複数回にわたって休職処分に付された場合、その者を 1 人として計上している。

3 2以上の事由により分限処分に付された場合は、主たる事由により計上している。

(参考) 懲戒処分者数及び分限処分者数の推移

【懲戒処分者数】

(単位:人)

年度	免職	停職	減給	戒告	合計
23	547	841	1,426	1,800	4,614
22	539	885	1,542	1,952	4,918
21	515	761	1,880	2,827	5,983
20	565	907	1,933	2,251	5,656
19	581	2,509	2,028	15,208	20,326
18	629	1,070	2,571	3,321	7,591
17	477	1,020	1,840	2,509	5,846
16	441	948	2,166	2,453	6,008
15	492	1,042	2,153	2,595	6,282
14	468	1,092	2,163	2,560	6,283

(注) 2以上の事由により懲戒処分に付された場合は、主たる事由により計上している。

【分限処分者数】

(単位:人)

年度	降任	免職	休職	降給	合計
23	322	544	24,320	1	25,187
22	134	440	24,111	1	24,686
21	165	971	23,841	1	24,978
20	149	830	23,572	0	24,551
19	175	224	22,287	0	22,686
18	380	543	20,923	0	21,846
17	173	172	18,560	1	18,906
16	143	237	16,532	0	16,912
15	136	136	15,926	2	16,200
14	119	444	15,001	1	15,565

(注1) 同一年度中に同一の者が複数回にわたって休職処分に付された場合、その者を1人として計上している。

(注2) 2以上の事由により分限処分に付された場合は、主たる事由により計上している。